

令和4年度 第2回岩手県生涯学習審議会・岩手県社会教育委員会議

次第

日 時：令和5年1月20日（金）
13:30～16:00
会 場：サンセール盛岡

1 開 会

2 挨 捶

3 協 議

(1) 令和4年度主要施策の実施状況報告及び令和5年度事業計画について

- ・生涯学習文化財課
- ・学校教育室
- ・保健体育課
- ・県立生涯学習推進センター
- ・県立図書館
- ・県立博物館
- ・県立美術館
- ・県立青少年の家
- ・県立野外活動センター

(2) 今後求められる施策の方向性について

「社会的包摂の観点に基づく生涯学習推進について」

(3) 令和5年度社会教育関係団体活動費補助金の交付について

(4) その他

4 閉 会

岩手県生涯学習審議会委員・岩手県社会教育委員 名簿

【任期：令和4年7月1日から令和6年6月30日】

	氏名	所属等	出欠
1	岩館 智子	一般社団法人岩手県PTA連合会長	出
2	笠水上 訓正	岩手県立盛岡青松支援学校長	出
3	梶田 佐知子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会事務局長	出
4	小向 勝志	久慈市長内市民センター所長	出
5	佐藤 美代子	特定非営利活動法人まんまるママいわて代表理事	出
6	鈴木 広樹	岩手県立盛岡第二高等学校長	出
7	高橋 マサル勝	奥州市教育委員会教育長	出
8	玉懸 隆一	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団みたけの園	出
9	千葉 美佳子	一関市立南小学校・学校支援コーディネーター	出
10	中村 利之	盛岡市社会教育委員	出
11	畠山 大	東京海洋大学学術研究院准教授	出
12	馬場 智子	国立大学法人岩手大学教育学部准教授	欠
13	半澤 久枝	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事長	出
14	松田 恵美子	岩手県青年団体協議会長	欠
15	森川 静子	岩手県立県北青少年の家前所長	出
16	吉田 龍二郎	盛岡市立中野小学校長	出

(五十音順：敬称略)

座席一覧

議長

イワダテトモコ	岩館智子	委員
カサミズカミノリマサ	笠水上訓正	委員
カジタサチコ	梶田佐知子	委員
コムカイカツシ	小向勝志	委員
サトウミヨコ	佐藤美代子	委員
スズキ木広樹	鈴木広樹	委員
タカハシ橋勝	高橋勝	委員

タマカケリュウイチ	玉懸隆一	委員
チ千葉ミカコ	千葉美佳子	委員
ナカムラトシユキ	中村利之	委員
ハタケヤマダイ	畠山大	委員
ハンザワ澤久枝	半澤久枝	委員
モリ森川セイコ	森川静子	委員
ヨシ吉ダ田リュウジロウ	吉田龍二郎	委員

事務局席

藤岡図書館長	高橋教育次長	佐藤教育長	佐藤教育局長	外館生涯学習推進センター所長	久慈生涯学習文化財課総括課長
度會学校教育室 学校教育企画監	菊池保健体育課 総括課長	葛尾スポーツ振興 事業団事務局長	小岩野外活動 センター所長	岩渕文化財課長	菊池生涯学習担当課長
小笠原美術館館長	工藤博物館副館長	半澤上席文化財専門員	佐々木主査	松川主任社会教育主事	岩渕主任社会教育主事
千葉文化財専門員	佐藤文化財専門員	阿部社会教育主事	高橋主任社会教育主事	阿部主任指導主事	三橋主任社会教育主事

入口

※受付は
入口前
廊下

傍聴席	記者席
-----	-----

根拠法令等

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岩手県生涯学習審議会条例（平成4年条例第30号）

（設置）

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定に基づき、岩手県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成12年条例84号〕

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第4条 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月18日条例第84号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)

第 4 章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第 16 条 削除

(社会教育委員の職務)

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省で定める基準を参酌するものとする。

岩手県社会教育委員の定数等に関する条例(昭和 24 年条例第 48 号)

(設置)

岩手県社会教育委員の定数等に関する条例を次のように定める。

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、岩手県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員の定数等)

第 2 条 委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから委嘱する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員はその事情により、任期中といえどもこれを解嘱することができる。

一部改正〔昭和 58 年条例第 19 号・平成 13 年条例第 57 号・平成 26 年条例第 72 号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 15 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 9 日条例第 57 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日条例第 72 号)

この条例は、公布の日から施行する。

岩手県社会教育委員会議運営規則（昭和 24 年教育委員会規則第 15 号）

岩手県社会教育委員会議運営規則を次のとおり定める。

岩手県社会教育委員会議運営規則

第 1 条 岩手県社会教育委員（以下「委員」という。）は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 17 条の職務を行うために会議をもつ。

第 2 条 委員の会議は教育長が、これを招集する。

第 3 条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、教育長があらかじめこれを通知しなければならない。

第 4 条 招集は、開会の日前 7 日までに、これを通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第 5 条 会議招集の通知後に、緊急実施をする事項があるときは、第 3 条の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。

第 6 条 委員の会議には、互選により議長及び副議長 1 人をおくものとする。

2 議長及び副議長の任期は 1 年とする。ただし、再選されることがある。

3 議長は、委員の会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を行う。

第 7 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

第 8 条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

第 9 条 会議の結果は、これを教育長に報告しなければならない。

第 10 条 委員は、委員の会議に出席できないときは、あらかじめ教育長に通知しなければならない。

第 11 条 委員は、その職務を行うため必要に応じて常時又は臨時に小委員会をおくことができる。

第 12 条 委員は、会議において関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

第 13 条 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

第 14 条 この規則に定めるもののほか、委員の会議に必要な事項は、別に教育長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 35 年 1 月 8 日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 5 月 25 日教育委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。